

宇都宮市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、宇都宮市長から令和4年度、令和5年度及び令和6年度の包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおりこれを公表する。

令和8年2月10日

宇都宮市監査委員 菊池康夫

同 鈴木公泉

同 馬上剛

同 長谷川武士

宮行経 739号
令和8年1月29日

宇都宮市監査委員 菊池康夫様
同 鈴木公泉様
同 馬上剛様
同 長谷川武士様

宇都宮市長 佐藤栄一
(行政経営部行政経営課扱)

令和4年度、令和5年度及び令和6年度の包括外部監査結果に関する報告に基づく措置について（通知）

令和5年3月27日付、令和6年3月28日付及び令和7年3月26日付で提出された包括外部監査の結果に関する報告について、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知いたします。